

つくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （請願書の記載事項等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）は、請願書の表紙に署名又は記名をしなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第4条（略） （請願の委員会付託）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。</p> <p>第6条—第13条（略） <u>（委任）</u></p> <p>第14条 <u>この条例に定めるもののほか、請願に関しては、つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）に定めるところによる。</u></p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （請願書の記載事項等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）は、請願書の表紙に署名_____をしなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第4条（略） （請願の委員会付託）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす_____。</p> <p>第6条—第13条（略）</p> <p>附則（略）</p>